

その他

薬機法(旧薬事法)適用商品の取り扱いについて教えてください

ネットでの販売が認められている医薬品以外は、おちゃのこネットでの販売を認めておりません。

医薬品を販売する際には、必ず商品詳細欄に区分（リスク分類）を明記してください。区分が不明な場合は、入手元にご確認ください。

詳しくは、下記厚生労働省のページをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/131218-1-2.pdf>

医薬品のおちゃのこネットでお取り扱いにつきましては、下記をご確認ください。

<https://www.ocnk.net/faq/index.php?action=artikel&cat=281590&id=676&artlang=ja&highlight>

また、弊社へお問い合わせが多い商材は下記となっております。

・国内未承認医薬品

取り扱い禁止です。

国内で承認されていない医薬品を輸入代行業者が不特定多数の消費者にリストを示し、それに対し購入者を募る行為は法令違反となります。

商材例) ニコチン入り電子たばこ、妊娠検査薬、精力剤等

詳しくは、下記厚生労働省のページをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/tuuchi/0828-4.html>

・手作り石鹸

商品詳細に効能効果を記載している場合、違反広告（旧薬事法第68条）とみなされます。

また、人体への使用を目的としている場合、あくまで化粧品とみなされ、製造・販売するためには薬機法(旧薬事法)に基づき化粧品製造業許可証を取得する必要があります。

雑貨として販売される場合には、「台所用」「選択用」など、用途を明確にし、「家庭用品品質表示法」の表示義務を順守していただく必要がございます。

おちゃのこでは、通常、製品上に表示義務のある項目の記載を、ショップ上でも行っていただくようお願いしております。

家庭用品品質表示法についての詳細は下記ページをご確認ください。

日本石鹸洗剤工業会のページ

<http://www.jsda.org/w/06clage/4clean203-4.html>

消費者庁のページ

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka05.html>

おちゃのこネットでお取り扱いにつきましては、下記をご確認ください。

（雑貨）

<https://www.ocnk.net/faq/index.php?action=artikel&cat=281590&id=587&artlang=ja&highlight>

（化粧品）

<https://www.ocnk.net/faq/index.php?action=artikel&cat=281590&id=624&artlang=ja&highlight>

・健康食品・サプリメント

医薬品と誤認される効能効果、成分、用法用量等の表示・広告することは法令違反となります。

おちゃのこネットでは上記を表示しての商品の販売は禁止しております。

その他

ご不明な点がございましたら、管轄の薬務局にご確認ください。

一意的なソリューション ID: #1610

製作者: おちゃのご管理者

最終更新: 2015-12-07 15:58